

# 平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月28日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について（議案第13号）	6
○議長の挨拶	18
○管理者の挨拶	18
○閉会の宣告	18

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第33号

平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月22日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 平成30年9月28日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

平成30年9月28日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出 雲 敏 太 郎	議 員	2 番	持 田 敏 明	議 員
3 番	吉 岡 茂 樹	議 員	4 番	小 川 直 志	議 員
5 番	杉 田 恭 之	議 員	6 番	大 澤 初 男	議 員
7 番	大 曾 根 英 明	議 員	8 番	鈴 木 友 之	議 員
9 番	藤 原 建 志	議 員	10 番	藤 野 登	議 員
11 番	高 田 克 彦	議 員	12 番	飯 田 恵	議 員

不応招議員（なし）

# 平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成30年9月28日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)平成29年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	吉岡茂樹	議員	4番	小川直志	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	大澤初男	議員
7番	大曾根英明	議員	8番	鈴木初友	議員
9番	藤原建志	議員	10番	藤野登	議員
11番	高田克彦	議員	12番	飯田恵	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	齊藤芳久
会計管理者	鈴木光一	事務局長	宇津木優明
事務局次長 兼水処夕長 兼セソ	高山淳	事務局次長 (総務課取 扱)	中田真一
総務課長 副	大沢嘉史	業務課長	飯田清貴
業務課長 副	岸俊之	建設課長	菊地征一
建設課長 副	関根一樹	建設課長 副	栗田隆広
維持管理課長	岡本義徳	維持管理課長 副	安原仁

事務局職員出席者

書記	戸口義也	書記	吉澤卓巳
書記	牛久保武志		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 小川直志議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

- 小川直志議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、おはようございます。早朝からありがとうございます。平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であります。何とぞ慎重審議をいただいて、本定例会が無事に終了できますようご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。



◎管理者の挨拶

- 小川直志議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今年度の第2・四半期を終えようとしておりますが、公共下水道管渠布設工事も順調に進捗いたしており、下水道普及促進に向け鋭意努力しているところでありますので、議員皆様におかれましては、変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

- 小川直志議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。



### ◎会議録署名議員の指名

○小川直志議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

6番 大澤 初 男 議員

7番 大曾根 英 明 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○小川直志議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸報告

○小川直志議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、管理者より、平成29年度決算に基づく資金不足比率について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員より、平成30年5月分から7月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小川直志議長 日程第4、議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

- 石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月23日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。

- 小川直志議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑については、議会運営についての申し合わせ事項により、通告のあった者から行うこといたします。

最初に、5番、杉田恭之議員。

- 5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、2つの質疑をさせていただきます。

まず、1番目は、歳入の下水道使用料についてでございます。それから、もう一つは、この決算踏まえての今後の方針ということでお伺いをいたしたいと思っております。まず、下水道使用料についてお伺いいたします。歳入での下水道使用料は、平成29年6月1日に値上げがあり、決算では前年対比で金額は約3億円の増額、そして比率では19%増とありますが、この結果を踏まえて、平成30年度の見込み額と値上げする以前との収入比率はどの程度を見込んでおられるか。

また、歳入金額に占める下水道使用料の割合は、平成30年度ではどの程度になる見込みかについてお伺いいたします。

- 小川直志議長 飯田業務課長、答弁。

- 飯田清貴業務課長 お答えいたします。

初めに、平成29年度の下水道使用料収入済額は、前年度比19%の増となっておりますが、この中には6月1日からの使用料改定分と4月1日より西坂戸地区が公共下水道区域へ編入した分が含まれております。2つの使用料の合計額で比較させていただきますと、前年度比は15.5%の増額となります。

ご質問の平成30年度の見込み額と値上げする以前との収入比率につきましては、平成30年度の見込み額は、当初予算に計上しました19億3,900万円を見込んでおりまして、値上げ以前の平成28年度の西坂戸分を含めた使用料と比較した場合、17.2%の増額となる見込みであります。

続きまして、平成30年度の歳入金額に占める下水道使用料の割合につきましては、平成30年度予算の歳入総額43億5,100万円に対しましては約44.6%となる見込みであります。

以上でございます。

- 小川直志議長 5番、杉田議員。

- 5番（杉田恭之議員） ありがとうございます。下水道、整備区域の広がり等によって、それに対して

使用料も今後ふえることが予想されます。今後、この大きな収入の割合を占める使用料の不納欠損あるいは収入未済の減額にお努めいただき、よろしくお願ひしたいと思います。1問目は了解いたしました。

それでは、2問目に移らせていただきます。この決算踏まえてのことになりますが、本組合は本年度で設立50年になるわけであります。大変喜ばしいことですが、一方で今後の老朽化ということも同時に進行していくわけですが、この老朽化における施設やあるいは管路の交換、更新、整備等において、地震、災害対策に多くの費用が必要と思われまます。決算の中では、これらの交換、更新はどのようなものがあつたか。また、これらに対する今後の方針ということでお伺ひしたいと思います。

○小川直志議長 岡本維持管理課長、答弁。

○岡本義徳維持管理課長 お答えいたします。

初めに、決算の中で、施設や管路の交換、更新はどのようなものがあつたかというご質問でございますが、平成29年度の維持管理事業におきまして、地震対策としての施設や管路の更新はございませんでしたが、老朽化対策といたしまして、平成6年の供用開始後23年が経過しております石井水処理センターにつきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用した長寿命化計画を策定し、施設の改築、更新を実施いたしました。また、入西ポンプ場汚水ポンプ更新工事など各施設の整備工事等を実施するとともに、水処理センター等維持管理包括的業務委託を発注することにより、適正な維持管理に努めてまいりました。

管路施設につきましては、老朽化により交換が必要となりました取りつけ管の布設がえ工事や人工補修工事など随時実施してまいりました。

次に、今後の地震対策の方針についてはというご質問でございますが、国は耐震基準を強化いたしました平成9年度以前に整備された重要な下水道施設の地震対策を推進させるために必要な助成を行う下水道総合地震対策事業を平成21年度に創設いたしました。したがいまして、今後の地震対策事業につきましては、下水道総合地震対策事業の助成制度を活用するために必要な下水道総合地震対策計画を策定し、計画的に地震対策事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

5番、杉田議員。

○5番（杉田恭之議員） ありがとうございます。

それでは、ご答弁に対する再質疑をさせていただきます。これは2点ございますので、一括で結構でございますけれども、まず1点目、先般も大きい地震がございました。いわゆる世界で起きる地震の約15%が我が国で起こっている。こういう事実があるわけでございます。そういった中で、ご説明の中に地震対策と老朽化対策ということがございましたけれども、この辺の技術的な違いというのですかね、その辺があればご説明をいただきたいと思ひます。

○小川直志議長 岡本維持管理課長、答弁。

○岡本義徳維持管理課長 お答えいたします。

地震対策と老朽化対策の技術的な違いはあるのかというご質問でございますが、地震対策とは下水道施設の耐震化を図ることであり、老朽化対策とは下水道施設の改築、更新を行うものでございますので、対策といたしましては内容が異なつてございます。地震対策におきましては、地震のときの地盤変動に対し

まして、施設等に伸縮性や可とう性能を持たせまして、地震による変位を吸収するなどの対策を施してございます。老朽化対策につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、下水道施設の改築、更新でございますので、故障や破損等により使用不可能となったもの、また耐用年数を過ぎたものにつきまして更新をしているものがございますが、最新の機器や部材を使用したことにより、結果的にこれまでより地震対策が進んでいるという場合もございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

5番、杉田議員。

○5番（杉田恭之議員） ありがとうございます。

それでは、もう一つの質疑なのですが、ご答弁の中で、これは下水道総合地震対策計画ということが答弁の中にあっただけですけれども、この辺の策定の時期について伺いたいと思います。

○小川直志議長 岡本維持管理課長、答弁。

○岡本義徳維持管理課長 お答えいたします。

平成31年度におきまして、今後地震対策計画を策定させていただき、その後各施設の耐震診断のほうを行います。その診断により耐震性を有していないと判断された場合には耐震化工事のほうは今後必要となりますことから、長い年月と多額の費用が発生する場合も考えられますので、対策優先順位の検討や事業スケジュールを踏まえた地震対策計画を補助対象事業に位置づけまして、順次進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

5番、杉田議員。

○5番（杉田恭之議員） ありがとうございます。おおむね理解をしたところでございます。全員協議会の席上で管理者のほうから想定外はないということのお話もございました。こういったことに向けて、しっかり今後計画を進めていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○小川直志議長 続きまして、8番、鈴木友之議員。

○8番（鈴木友之議員） 8番、鈴木友之です。私は、1点1項目について質疑をさせていただきます。

まず、平成29年度の決算規模が前年度比で約3億円減となったわけですけれども、この理由について伺いをいたします。

○小川直志議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

平成29年度決算規模が前年度比で約3億円減となった理由でございますが、歳入につきましては、補助対象の事業により、国庫支出金及び組合債が減額となったことが主な理由でございます。歳出につきましては、継続して整備してきました中央幹線整備が平成28年度で完了したことにより、公共下水道事業費が減額となりました。また、西坂戸地区が公共下水道へ編入され、西坂戸汚水処理場を廃止したことによりまして、地域し尿処理施設費も減額となったことが主な理由でございます。歳入歳出ともに、主に投資

的経費が減となったことにより、決算額が減額となったものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 次に、下水道使用料、予算段階で料金改定による見込み額、約2億1,900万円の増額を見込んでいると答弁があったわけですが、本決算では下水道使用料の前年度比で約3億500万円となっています。この内訳について伺います。

○小川直志議長 飯田業務課長、答弁。

○飯田清貴業務課長 お答えいたします。

平成29年度決算額において約3億500万円の増額の内訳でございますが、使用料改定による増が約2億2,000万円、西坂戸地区が公共下水道へ編入となった分が約4,500万円、その他区域拡大等に伴う増額が約4,000万円、合計3億500万円となり、前年度比19%の増額となっております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 平成29年度決算約3億円、投資的経費が減となったことにより決算規模が減となったということでしたけれども、使用料15.7%の値上げの改定の一方で、値上げによる増収分、構成市の負担金を減額されたわけです。29年度決算では投資的経費は減少したということですが、構成市の負担金に依存しない運営を目指すとして、今後も段階的に使用料の引き上げを行う方向性が示されているわけですが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の今後の事業の見通しについてどのようなものがあるのか伺いをいたします。

○小川直志議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

本組合の今後の主な事業といたしましては、汚水事業といたしましては、北坂戸水処理センターの統合を視野に入れた石井水処理センター4系水路等の整備事業、南西部土地区画整理区域の面整備事業、雨水事業といたしましては、浅羽第1幹線の延伸整備などの新規事業に加え、既存施設の耐震化を含む改築更新事業等がございます。いずれも事業規模が大きく、多額の費用を要することから、構成市と調整の上、社会資本整備総合交付金制度を有効的に活用し、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

続きまして、11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田克彦です。議案第13号につきまして、何点か質疑をいたします。

最初に、質疑は2点ありますけれども、その内容を質疑し、それに対して一旦は全てご回答願いたいと思います。その後1点1点多少の再質疑を行います。

1つは、平成29年度6月より下水道料金引き上げの総括と。どういう総括がなされているかということです。

それで、小さい項目になりますが、県下で何番目になったのかと。

それから、2つ目に、不明水に費やした経費は。

それから、経費の全てを料金で賄うことが正しいかのような議論がありますが、その是非についてお尋ねいたします。

2つ目、農業大学校跡地の雨水排水の流す先についてであります。お尋ねいたします。

それで、1問目の県下で何番目になったのかという点からご答弁を願いたいと思います。

○小川直志議長 飯田業務課長、答弁。

○飯田清貴業務課長 お答えいたします。

平成29年度6月より下水道料金引き上げの総括は、県下で何番目かについてでございますが、平成29年6月1日以前の使用料県内順位は、54団体、55料金体系中21番目でありましたが、下水道使用料改定により、その時点では11番目となりました。その後、平成30年4月1日付にて1団体が使用料改定を行っており、現在では県内で12番目となっております。

以上でございます。

○小川直志議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○小川直志議長 再開いたします。

岡本維持管理課長、答弁。

○岡本義徳維持管理課長 お答えいたします。

平成29年度決算におきましての不明水に費やした経費はというご質問でございましたので、平成29年度決算におきまして、不明水防止目的の工事の実施のほうはございませんでしたが、職員による現地での雨水の誤接確認や下水道使用者への雨どいの舗設確認並びに改善の周知などを実施いたしました。

以上でございます。

○小川直志議長 続きまして、中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 3点目の経費の全てを料金で賄うことが正しい論調かのような議論があるが、その是非はということについてでございますが、下水道使用料算定の基本原則につきましては、下水道法第20条第2項に規定されておりました、また下水道の費用負担等につきましては、公益社団法人日本下水道協会から出版されている国土交通省監修の「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考にしまして、各自治体におきまして下水道使用料の算定をしているところでございます。

負担区分の考え方につきましては、下水道整備の推進と適切な維持管理は国や地方公共団体の責務とする一方で、使用者は下水道整備により生活環境改善等の利益を受けることや水質汚濁の原因者であることを踏まえ、国、地方公共団体及び使用者の適正な費用負担が必要とされています。また、下水道事業の管理運営に係る費用負担のあり方につきましては、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的に

は雨水にかかわるものは公費で汚水にかかわるものは私費で負担するものとされており。さらに、下水道の公共的役割を考慮し、汚水に係る費用のうち、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費など、総務省通知の「地方公営企業繰出金について」に基づきまして、公費負担とされているところでございます。

費用負担のあり方につきましては、住民間の負担の公平や受益者負担の原則に基づきまして、利益を受ける使用者が使用料対象経費について負担するものと考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 続きまして、菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

農業大学校跡地の土地区画整理区域内の雨水排水につきましては、事業者である県が調整池を設置し、調整池に集水後、大谷川雨水第2幹線につながる鶴ヶ島市が管理する既設水路に排水するものと聞いております。調整池の容量や排水量は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき定めており、下流域に影響を及ぼすことがないように、既設水路の処理能力に応じて排出量を絞って調整池から放流されると鶴ヶ島市から伺っております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 順次再質疑をしております。

まず、下水道料金引き上げの総括ということで、県下で何番目かということですが、平成29年の6月の1日から15.7%、その前の平成22年に37.2%の引き上げをやったと。利用者にとっては相次ぐ値上げであって、大変な状態になっていたわけなのですが、それで55料金体系中8番目になった。いわゆる高い順に8番目になったということは、非常に……

○小川直志議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○小川直志議長 再開いたします。

高田議員。

○11番（高田克彦議員） 我々は前、下水道組合と交渉したことがありまして、そのときには21番目から値上げすると8番目になるというふうに当局から聞いているわけなのですが、いずれにしても、大変高いところに位置するようになってしまったということだけは確認しておきたいと思っております。

それから、2つ目で、下水道料金引き上げについて、不明水に費やした経費はという質問なのですが、これは実際には何もやっていないということなのですね。

それで、お尋ねしたいのは、有収水率、いわゆる料金に全て計算できる汚水量を有収水率あるいは水量というわけなのですが、これが値上げ当時よりも下がっていると、こういう状態ではないかと思うのです。

が、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○小川直志議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

今ご質問のありました不明水率につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、平成28年度では19.4%に対しまして、29年度決算では23.3%と、前年度と比較しまして3.9ポイント不明水が増加したところでございます。使用料対象経費として、これはいかがなものかということでございますが、使用料につきましては、計画で不明水率15%を超える不明水率につきましては、先ほど申し上げました総務省通知の「地方公営企業繰出金について」に基づきまして公費負担となっているところでございます。したがって、不明水率を超えた分につきましては公費負担とされておりまして、使用料の対象とはしていないところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 不明水は、78.2%から76.7%に後退をしたと。悪化したと。こういうことなのです。そのうちの15%については、いわゆる受益者負担からは除くということなのですが、結局は下水道組合としたら経費はお金として徴収できない部分がふえた、そういうことなのです。それだけ経費がかかって、そして全体の決算上の経費を底上げしていると、こういう事態なのです。その辺も含めると、こうした不明水の部分ということについては、相当下水道組合としては腰を据えた対策をとらないといけないのではないかな。我々に説明されている内容は、自然にしみ込んできたとか、あるいは誤接によるものだと、こういうことなのです。自然にしみ込んでくるとか誤接とかというのは、普通一般の人は理解できない。私も理解できないのです。誤接というのは、下水道組合の指定業者が検査して完成させているわけですから、誤接などということはある得ないというふうに思うのですが、経費の点、それから誤接の点。いずれにしても、料金に反映できない。その分は全部組合ないし、あるいは受益者が負担していると、こういう矛盾についてどのようにお考えか、お尋ねしておきます。

○小川直志議長 岡本維持管理課長、答弁。

○岡本義徳維持管理課長 お答えいたします。

まず、不明水、先ほど高田議員さんからもご説明いただきましたとおり、不明水とは、処理場に流入する下水量のうち、下水道使用料などで把握することが可能な水量以外の下水量のことでございます。その発生原因といたしましては、地下水からの浸入水、あるいは雨天時での浸入水などに分類されるものでございまして、それぞれ発生源と浸入経路、異なっているものでございます。地下水からの浸入水につきましては、地下水の高さなどから事前に予測できるものと考えられており、下水道の計画におきましても地下水率として10%から20%を見込むのが一般的であり、組合におきましても15%の地下水率を見込んでいるものでございます。その地下水率の主な要因といたしまして、地下水以下に埋設された汚水管渠の継手部分などから年間を通して発生するものでございまして、長期にわたり浸入してくるものでございます。また、雨天時の浸入水につきましては、こちら分流式下水道特有の問題であります。自然に継ぎ目などから入ってくるもの、あるいは雨どいなどの誤接続が原因で雨天時に直接下水管渠に雨水が浸入すること

などが理由として挙げられるものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 地下水がしみ出してくるとかそういうことはなかなか理解、いわゆる継手のところが間があいているのかと。そんなことはないです。こうやって布設している工事を見てもみますと。どうもその辺私なんかでは理解できない部分があると。そういう部分を経費を高めている。回収できない汚水量になっているということで、何らかの対策をとっていかなければいけない問題だなというふうに思います。

それから、この項の最後になりますけれども、経費の全てを料金で賄うという発想、これは原則的に基調になっていることは間違いなことなのです。先ほどの答弁で住民間の負担の公平という問題が出ております。これも考えてみますと、前も言ったことはありますけれども、公共下水道が入っているのは市街化区域です。市街化区域は固定資産税は高い。都市計画税は徴収されている。そして、しかも接続するに当たっては、先ほどもある議員さんがこれだけ取られたよという話ありましたけれども、いわゆる土地の面積に対して幾らかというお金と接続負担金、これを取られて、例えば調整区域の住民の方以上に市街化区域でお住まいの方はお金を払っていると。こういう認識を私は持つのですが、その辺はいかがですか。

○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道の根本的な部分の費用負担の関係といたしましては、まず下水道につきましては、健康で快適な生活環境の確保、それから公共用水域の保全を図るため不可欠なものであるという認識で組合の事業を進めてございます。その中で、公共用水域の水質保全など公的な便益の部分、こういう部分につきましては、汚水処理費の一部全て公費負担で行ってございます。しかしながら、生活環境改善、それから悪臭や害虫、それから感染症の防止など水洗化によって快適な生活を確保できる部分、この部分につきましては下水道を使用する方に応分の負担をしていただきたいと思いますと考えてございます。

また、下水道事業の今後につきましては、人口が減少したり、節水等による使用量の減少、それから施設の老朽化、地震、集中豪雨などの災害リスク増大が見込まれているような状況でございまして、そのような中、下水道を持続的に安定して提供するためには下水道事業の安定した経営の実現が不可欠なと考えてございまして、下水道を使用する方々にも適正な費用負担についてご理解をいただくことが重要であると考えております。本組合におきましては、現在経営の透明性や恒常性、費用負担に関するわかりやすい説明で有効であると言われております企業会計の導入等を現在進めております。

いずれにしましても、下水道につきましては、施設の多くが地面の中に埋まっております、住民の方々に目にする機会が少なく、目立たないような存在であるのかなと思っております。しかしながら、快適な生活に欠かすことのできない重要なインフラでございますので、今後は下水道を身近に感じていただけるような、先般開催しました下水道の日のイベント、それから広報等通じまして、いろいろな機会下水道の重要性について広く周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） よくわかる説明ですが、いずれにしても組合当局及びそれに付随した方々、安易に公平、いわゆる調整地域の方々との公平性を期すためというような言葉は使わないほうがいいだろうと思います。

最後に、農大跡地の雨水排水の問題です。ことし特に感じましたけれども、異常天候が続いて、まだまだこれからも異常天候がますます起こり得る状況かなというふうに思います。農大跡地で私も8月の20日に中を見ましたけれども、森林区域がほとんどなくなって、もちろん周りにはありますけれども、中にあった木々が全部伐採されていると、こういう状況なのです。遊水地をつくるから大丈夫なのだという説明を我々も受けています。それから、アスファルトにした場合、浸透性のアスファルトにするのだ。だから大丈夫だというふうなことも聞いておりますけれども、通常の雨であれば大丈夫でしょうけれども、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の都市下水路は50ミリ対応、1時間に50ミリの雨が降ったときの対応の下水路が整備されていると。それを超える異常天候が起きた場合に、鶴ヶ島市ももちろんですけども、下流の坂戸駅のほうも大変な被害を受ける可能性がある。そういう意味で、やっぱり下水道組合としては埼玉県と1回きちっと交渉しておいたほうがいいと思うのです。そういう場合に、どういうふうに県は責任をとるのかということを含めて下水道組合の立つ位置をきちっとつくっておいたほうが今後のためにもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○小川直志議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

一部繰り返しになりますが、土地区画整理区域内の雨水は排水先の鶴ヶ島市が管理する既設水路の能力に応じて放流されるものと伺っております。組合が管理いたします大谷川雨水第2幹線は、その上流にあります既設水路の流量を処理できる能力を有しております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 鶴ヶ島でつくっている水路というのは、本当に一またぎできるような水路なのですよね。とてもではない、大雨が降った場合に、私もたびたび見ておりますけれども、太田ヶ谷の畑は水浸しになって、湖のようになってしまうと。こういう状態が今まで何度もあっているわけです。その水が全部大谷川都市下水路に流れてくるというわけなのです。ですから、その辺は鶴ヶ島の当局と下水道組合、それから埼玉県も含めて、特に埼玉県は事業者ですからその責任は大きいわけで、何かあった場合に何もしないで手をこまねいてこのまま推移して、それが起きた場合には下水道組合は何ひとつ埼玉県に言えないという状況になってしまうのです。そういうことは避けなければならない。それは、坂戸市民のためにも鶴ヶ島市民のためにも必要なことなのです。その辺のことについて、事務局当局はそれ以上ご答弁できないなら石川管理者にお尋ねしておきます。

○小川直志議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 今一番心配しているのが内水であります。先ほども言いましたが、想定外は今ないと思っていますので、その辺はしっかり県と交渉していきたいなと思います。

○小川直志議長 続きまして、10番、藤野登議員。

○10番（藤野 登議員） 10番、藤野登です。ただいま議題となっております議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について1点質疑をさせていただきます。

質疑事項につきましては、地方公営企業法適用移行業務についてでございます。内容でございますが、地方公営企業法適用移行業務について、まず最初に平成29年度までの進捗状況についてお伺いいたします。

○小川直志議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えします。

地方公営企業法適用移行业務につきましては、平成32年度の導入に向け、債務負担行為を設定し、平成28年2月から平成32年3月までの地方公営企業法適用移行业務委託を実施しているところでございます。平成29年度までの進捗といたしましては、平成28年度に基本計画を策定した後、固定資産の調査、評価を進めておまして、現在約50%の調査が完了しているところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

10番、藤野議員。

○10番（藤野 登議員） それでは、ただいまの関連で、固定資産関係については50%まで整備が済んでおるといことで、今後さらに進捗を期待するところでございます。

それでは、総合的に今後の予定についてお伺いいたします。

○小川直志議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えします。

地方公営企業法適用移行业務委託につきましては、先ほども申し上げましたが、平成31年度末までの契約となっております。今年度につきましては引き続き組合資産の評価と台帳整備を進めるとともに、会計方式の変更に伴う企業会計システムの導入に向け、検討を進めているところでございます。

また、本業務委託契約の最終年度であります来年度におきましては、ここまで評価整理を進めてまいりました固定資産台帳の作成を初め、地方公営企業法適用により必要とされる条例、規則等の制定、改廃などの例規整備を行う予定でございます。さらに、移行の前年度となります来年度でございますが、出納閉鎖期間がなくなることから打ち切り決算となるほか、平成32年度の予算科目の設定や新予算の調整作業が必要となり、企業会計導入に向けて集中的に取り組む予定としているところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

〔「はい」の声〕

○小川直志議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、鈴木友之議員。

○8番（鈴木友之議員） 8番、鈴木友之です。ただいま議題となっております議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党を代表して反対の立場から討論を行います。

本決算の収支状況は、歳入決算額47億6,905万4,473円、前年度対比3億1,569万6,874円の減、歳出決算額は45億7,937万6,206円で、前年度対比6億3,749万8,355円の減、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。歳出においては、投資的経費の減少により減額となりましたが、今後北坂戸水処理センターの統合を視野に入れた石井水処理センターの水処理施設の整備事業や耐震化、老朽化対策など多額の費用を要する事業を実施する必要があります。今後もこうした多額の費用を必要とする事業が継続することとなります。

本案は、構成市の負担金を削減する一方で、使用料改定により15.7%もの値上げを行いました。構成市による負担金は、前年度対比3億644万8,000円の減となり、下水道使用料については、料金改定により、前年度と比べ3億500万円の増収となっております。構成市の負担金に依存しない自立した運営を目指すとして、今後も段階的に使用料の引き上げを行う方向が示されておりますが、下水道の整備はナショナルミニマムと位置づけられた経緯もあることから、法的責任の強い事業であることは明らかであります。利用者に大幅な値上げを行った一方で、構成市の負担金を削減した本案は認めることはできません。

以上申し述べ、反対の討論といたします。

○小川直志議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

10番、藤野登議員。

○10番（藤野 登議員） 10番、藤野登です。議案第13号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。

本組合では、依然として厳しい財政状況の中、住民の立場に立って快適な住環境の整備や浸水被害対策の実施などの下水道整備促進に、管理者を初めとし、組合職員が全力で取り組んでいることをまず評価したいと思います。平成29年度事業実績を見ますと、汚水事業については、公共下水道計画区域の拡大を行い、計画的に面整備工事が推進され、普及率の向上に努められております。さらに、石井水処理センター水処理施設3系列目の増設事業として2分の1系列目を完成させるなど計画的な事業推進が図られているものと思われまます。浸水対策といたしましても、浅羽第1幹線の整備事業が着手され、近隣住民の生活環境の向上や安全、安心につながる事業が計画的に推進されていると考えております。運営に当たりまして、平成29年6月より下水道使用料の改定を行い、負担の公平化や経営基盤の強化が図られているとともに、水処理センター等維持管理の包括的委託や使用料徴収業務委託等によるコスト削減に努めるとともに、将来にわたり安定的な経営を目指す。先ほどもご答弁ございました、固定資産台帳も着実に整備がされておる。公営企業会計への移行事務を着実に進めていると思われまます。

以上申し上げ、各諸施策が適正に執行されていることを高く評価し、本案に対する賛成の討論といたします。

○小川直志議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を起立により採決いたします。  
本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 小川直志議長 起立多数であります。  
よって、本案は認定されました。



### ◎議長の挨拶

- 小川直志議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

早朝からお忙しい中を全員の議員にお集まりいただきまして、慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございました。また、適切なお判断をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

急に寒くなってまいりました。どうぞお体ご自愛の上、議員活動に精励されますことをお願い申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎管理者の挨拶

- 小川直志議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 議員皆様のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございます。また、議員さんの質疑に対しましては、真摯に受けとめたいと思います。

議員皆様方におかれましては、お体十分ご自愛をいただきまして、ますますご活躍されますようご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前11時00分)

- 小川直志議長 これをもちまして、平成30年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ありがとうございました。